

各 位

会社名 株式会社レナウン  
 代表者 代表取締役社長 中村 実  
 (コード番号 3606 東証第一部)  
 問合せ先 経営企画室広報担当部長  
 伊東 甲二  
 (Tel : 03-5496-8485)

(訂正) 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成20年4月15日に開示しました「定款の一部変更に関するお知らせ」の記載内容に、一部訂正がありましたので、下記のとおりお知らせいたします。

## 記

## 1. 訂正理由

- (1) 第15条並びに第20条については、修正部分を示す下線の位置を訂正いたします。  
 (2) 第23条については、条文の見出しを「取締役会の招集及び議長」から「取締役会の招集権者及び議長」に訂正いたします。

## 2. 訂正前

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第15条 (株主総会の招集権者)            株主総会は法令に別段の定めある場合を除くほか、<u>取締役会の決議に基づき取締役社長がこれを招集する。</u></p>	<p>第15条 (株主総会の招集権者<u>及び議長</u>)            株主総会は法令に別段の定めある場合を除くほか、<u>予め取締役会にて定める代表取締役がこれを招集し、その議長となる。</u>  <u>その代表取締役に事故あるときは予め取締役会の定める順序に従い、他の取締役がこれを代行する。</u></p>
<p>第21条 (取締役の任期)            取締役の任期は選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。  <u>増員または補欠として選任された者の任期は、他の在任取締役の残任期間とする。</u></p>	<p>第20条 (取締役の任期)            取締役の任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>
<p>第24条 (取締役会の招集)            取締役会は<u>取締役会長がこれを招集する。</u>            会長に事故あるときは予め取締役会の定める順序に従い、他の取締役がこれを代行する。            取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。            また、取締役及び監査役的全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>	<p>第23条 (取締役会の招集<u>及び議長</u>)            取締役会は、<u>予め取締役会にて定める代表取締役がこれを招集して、その議長となる。</u>            その代表取締役に事故あるときは、予め取締役会の定める順序に従い、他の取締役がこれを代行する。            取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。            また、取締役及び監査役的全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>

3. 訂正後

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第 15 条 (株主総会の招集権者) 株主総会は法令に別段の定めある場合を除くほか、<u>取締役会の決議に基づき</u>取締役社長がこれを招集する。 社長に事故あるときは<u>予め取締役会</u>の定める順序に従い、他の取締役がこれを代行する。</p>	<p>第 15 条 (株主総会の招集権者<u>及び議長</u>) 株主総会は法令に別段の定めある場合を除くほか、<u>予め取締役会にて定める</u>代表取締役がこれを招集し、その議長となる。 <u>その代表取締役に</u>事故あるときは<u>予め取締役会</u>の定める順序に従い、他の取締役がこれを代行する。</p>
<p>第 <u>21</u> 条 (取締役の任期) 取締役の任期は選任後 <u>2</u> 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 <u>増員または補欠として選任された者の任期は、他の在任取締役の残任期間とする。</u></p>	<p>第 <u>20</u> 条 (取締役の任期) 取締役の任期は選任後 <u>1</u> 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>
<p>第 <u>24</u> 条 (取締役会の招集) 取締役会は<u>取締役会長</u>がこれを招集する。  会長に事故あるときは<u>予め取締役会</u>の定める順序に従い、他の取締役がこれを代行する。 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 また、取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>	<p>第 <u>23</u> 条 (取締役会の招集権者<u>及び議長</u>) 取締役会は、<u>予め取締役会にて定める</u>代表取締役がこれを招集して、その議長となる。 <u>その代表取締役に</u>事故あるときは<u>予め取締役会</u>の定める順序に従い、他の取締役がこれを代行する。 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 また、取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>

以 上